

宮城県地域維持型建設共同企業体運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、県が発注する地域維持事業において、地域維持型契約方式の適用に当たり、地域維持型建設共同企業体を活用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 地域維持事業とは、地域における公共土木施設の維持管理のために必要不可欠な災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどをいい、維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まないものとする。

2 地域維持型契約方式とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第17条第1項に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）第2の2（1）③に規定された地域維持型契約方式をいう。

3 地域維持型建設共同企業体とは、地域維持事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成させる共同企業体をいう。

(地域維持型建設共同企業体の活用)

第3条 地域維持型建設共同企業体を活用する場合には、宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程（平成13年宮城県告示第727号）別表第2の適正な運用を図るものとする。

(対象事業)

第4条 地域維持型建設共同企業体により施工することができる地域維持事業は、建設工事競争入札委員会に付議し、承認を受けた地域維持事業とする。

2 地域維持型建設共同企業体以外の有資格業者（建設工事執行規則（昭和39年宮城県規則第9号。以下「規則」という。）第4条第1項に規定する登録（以下「入札参加登録」という。）を受けていること）が、前項の規定により承認を受けた地域維持事業を確実に施工できると認められる場合は、対象地域維持事業に単体の有資格業者を参加させることができるものとする。

(運営形態)

第5条 地域維持型建設共同企業体の運営形態は、共同施工方式（全構成員があらかじめ定めた出資割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して一体となって地域維持事業を施工する方式をいい、以下「甲型」という。）又は分担施工方式（各構成員間で受注した地域維持事業をあらかじめ工区等に分割し、各構成員はそれぞれの分担した工区等について責任をもって施工する方式をいい、以下「乙型」という。）とする。

(構成員の数)

第6条 地域維持型建設共同企業体の構成員の数は、2社から10社程度とする。

(構成員の要件及び組合せ等)

第7条 地域維持型建設共同企業体の構成員は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 全ての構成員は、発注しようとする地域維持事業に係る業種の全部又は一部について、入札参加登録を受けていること。
- (2) 構成員のうち、少なくとも一者は、「土木一式工事」で入札参加登録を受けた者であること。
- (3) 全ての構成員は、条件付一般競争入札等参加資格条件設定基準（平成15年4月1日施行）第4項第2号に規定する同一の地域ブロック（以下「同一の地域ブロック」という。）内に、本社又は本店を有する者であること。
- (4) 構成員のうち二分の一以上は、同一の地域ブロック内に、本社又は本店が10年以上所在する者であること。
- (5) 全ての構成員は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号に規定する要件を満たしていること。

2 甲型の地域維持型建設共同企業体の構成員は、地域維持事業を工事請負契約により施工する場合においては、次に掲げる要件により技術者を設置しなければならない。

- (1) 下請契約の額が四千万円未満又は下請契約を締結しない場合は、全ての構成員は発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2号に規定する許可業種（以下「許可業種」という。）に係る国家資格を有する主任技術者（以下「主任技術者」という。）を工事現場毎に設置しなければならない。なお、請負金額が三千五百万円以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない。
- (2) 下請契約の額が四千万円以上となる場合は、建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けた構成員（以下「特定建設業者」という。）一社以上が当該許可業種に係る監理技術者（その他の構成員は主任技術者）を設置しなければならない。また、請負金額が三千五百万円以上となる場合は設置された監理技術者は専任でなければならない。ただし、請負金額が三千五百万円以上であっても、「土木一式工事」で入札参加登録を受けている構成員が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で設置する場合は、他の構成員の設置する技術者の専任を求めないものとする。

3 乙型の地域維持型建設共同企業体の構成員は、地域維持事業を工事請負契約により施工する場合においては、次に掲げる要件により技術者を設置しなければならない。

- (1) 分担工事に係る下請契約の額が四千万円未満又は下請契約を締結しない場合は、当該分担工事を施工する構成員は、許可業種に係る主任技術者を当該工事現場に設置しなければならない。なお、分担工事に係る請負金額が三千五百万円以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない。

- (2) 分担工事に係る下請契約の額が四千万円以上となる場合は、当該分担工事を施工する特定建設業者は、当該許可業種に係る監理技術者を設置しなければならない。また、分担工事に係る請負金額が三千五百万円以上となる場合は設置された監理技術者は専任でなければならない。

(代表者)

第8条 地域維持型建設共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 構成員のうち「土木一式工事」で入札参加登録を受けた者で施工能力の大きい者であること。
- (2) 代表者は、同一の地域ブロック内に、本社又は本店が10年以上所在する者であること。

(出資割合等)

第9条 代表者の出資割合は、構成員のうち最大でなければならない。

- 2 甲型の場合は、全ての構成員の出資割合が均等割の10分の6以上でなければならない。
- 3 乙型の場合は、分担施工額のない者を構成員としてはならないものとする。

(入札参加資格審査申請)

第10条 地域維持型建設共同企業体は、入札参加登録の申請をしようとするときは、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 地域維持型建設共同企業体入札参加登録申請書（様式第1号）
- (2) 地域維持型建設共同企業体協定書の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 1の建設業者が前項に規定する競争入札参加資格審査申請を行うことができる地域維持型建設共同企業体の数は、1とするものとする。
- 3 既に地域維持型建設共同企業体の入札参加登録のある者が、登録業種を変更しようとするときは、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。
- (1) 地域維持型建設共同企業体入札参加業種変更申請書（様式第2号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(協定書)

第11条 前条第1項第2号に規定する地域維持型建設共同企業体協定書は、運営形態ごとに甲型の場合は様式第3号、乙型の場合は様式4号に準じて作成しなければならない。

(入札参加登録)

第12条 地域維持型建設共同企業体の入札参加登録は毎年度行うものとし、その有効期限は各年度末までとする。

(解散届)

第13条 地域維持型建設共同企業体が解散し、解散届(様式第5号)を提出した場合は、入札参加登録を抹消するものとする。

(合併の特例)

第14条 1の地域維持型建設共同企業体の全ての構成員による合併があったときは、入札参加登録については、合併した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年を限度として、合併後の単体企業並びに合併前の地域維持型建設共同企業体及び各構成員のそれぞれ条件に応じて、複数の等級に区分することができる。

(編成表の提出)

第15条 地域維持型建設共同企業体は、運営委員会の委員名、組織及び人員配置等を記載した地域維持型共同企業体編成表を様式第6号に準じて作成し、契約締結時に事業執行者に提出しなければならない。

(出資の割合等に関する協定書の提出)

第16条 地域維持型建設共同企業体は、甲型の場合には、地域維持型建設共同企業体の出資割合に関する協定書を様式第7号に準じて作成し、その写しを契約締結時に事業執行者に提出しなければならない。

2 地域維持型建設共同企業体は、乙型の場合には、地域維持型建設共同企業体の分担施工額に関する協定書を様式第8号に準じて作成し、その写しを契約締結時に事業執行者に提出しなければならない。

(委任)

第17条 この基準の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年7月1日から施行する。